

平成 30 年第 3 回定例会(9 月)議決結果

第 3 回定例会が平成 30 年 9 月 6 日から 19 日までの 14 日間の会期で開催されました。条例、補正予算など 23 議案が上程され、次のとおり議決されました。

【条 例】

●芦屋町保育所設置条例の一部を改正する条例の制定

(可決 賛成多数)

平成 31 年 4 月に緑ヶ丘保育所の施設を、現在の指定管理者に譲渡するため、条例の一部を改正します。

●芦屋町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

福岡県若年者専修学校等技能習得資金補助金交付要綱の一部改正に伴い、貸与の対象者は独立行政法人日本学生支援機構による援助を受けていないことが明確にされたことなどにより、条例の一部を改正します。

●芦屋町地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

芦屋町地域公共交通会議の組織に遠賀町を新たに追加及び法人変更に伴い、選出の団体名称を変更するため、条例の一部を改正します。

【予 算】

●平成 30 年度芦屋町一般会計補正予算(第2号)

(可決 賛成多数)

歳入、歳出それぞれ 1,700 万円の増額補正です。

歳入＝財政調整基金繰入金 1,624 万円等を増額計上しています。

歳出＝NHK 受信料の助成金廃止地区への補助金支給のため芦屋地区テレビ受信料補助金 250 万 6 千円、西日本豪雨災害義援金 300 万円等を計上しています。

●平成 30 年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

(可決 満場一致)

歳入＝前年度繰越金 7,328 万 1 千円を増額計上しています。

歳出＝システム改修費として委託料、過年度分退職者医療交付金返還金 220 万 2 千円、予備費 7,080 万 9 千円を増額計上しています。

●平成 30 年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

(可決 満場一致)

歳入＝高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 178 万 2 千円を増額計上しています。
歳出＝システム改修費として委託料を増額計上しています。

●平成 30 年度芦屋町給食センター特別会計補正予算(第1号)

(可決 満場一致)

歳入＝繰入金 79 万円を増額計上しています。
歳出＝給料 19 万 3 千円、職員手当 59 万 7 千円を増額計上しています。

【決 算】

●平成 29 年度芦屋町一般会計決算の認定

●平成 29 年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計決算の認定

●平成 29 年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定

●平成 29 年度芦屋町モーターボート競走事業会計決算の認定

(認定 賛成多数)

●平成 29 年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定

●平成 29 年度芦屋町国民宿舎特別会計決算の認定

●平成 29 年度芦屋町給食センター特別会計決算の認定

●平成 29 年度芦屋町公共下水道事業会計決算の認定

(認定 満場一致)

【契 約】

●消防ポンプ自動車購入契約の締結

(可決 賛成多数)

第 2 分団消防ポンプ自動車購入について、2,138 万 4 千円で契約を締結します。

【人 事】

●監査委員の選任同意

(同意 満場一致)

任期満了に伴い、再度中西一雄氏を選任します。

氏 名 中西 一雄

生年月日 昭和 19 年 2 月 23 日

住 所 芦屋町西浜町

【その他】

●指定管理者の指定

（可決 満場一致）

子育て支援センターの指定管理者を指定するものです。

●福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更

（可決 満場一致）

介護保険法の一部改正により、居宅介護支援事業所の指定権限が都道府県から保険者へ移譲されたこと、併せて、福岡県介護保険広域連合の執行機関等の組織の見直しに伴い、規約を変更します。

●町道の路線認定

（可決 満場一致）

西祇園橋架け替え事業に伴い、福岡県が施工した迂回路の引渡しを受けたため、新道を認定するものです。

●一般質問における発言内容の調査特別委員会報告

（承認 賛成多数）

平成 30 年第 2 回定例会で田島議員が行った一般質問の発言内容について、特別委員会で真偽の調査を行い、結果を報告するものです。

※報告書の詳細な内容については、別添のファイルをご覧ください。

【発議】

●議長不信任

（否決 賛成少数）

小田武人議長の不信任動議です。

●議会活性化特別委員会の設置

（否決 賛成少数）

議会の活性化を図るための特別委員会の設置を求める動議です。

特別委員会の名称:議会活性化特別委員会

委員 数:議長、副議長、総務財政常任委員会委員 3 名、民生文教常任委員会委員 3 名 合計 8 名

調査期間:調査結果が出るまでの期間

【報告】

●専決処分事項の報告

平成30年6月の防火水槽用地草刈中に発生した車の窓ガラス等の破損に関する損害賠償に関し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

●専決処分事項の報告

奨学金支払請求に係る訴えの提起及び和解に関し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

●平成29年度芦屋町財政健全化判断比率等の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく、健全化判断比率及び資金不足比率の報告です。

●平成29年度芦屋町一般会計継続費精算報告

地方自治法施行令第145条第2項の規定により、新病院外周道路整備事業の継続費精算の報告です。

●地方独立行政法人芦屋中央病院の平成29事業年度における業務実績に関する評価結果

地方独立行政法人法第28条第1項第1号の規定により評価を行いましたので、同条第5項の規定による報告です。

●地方独立行政法人芦屋中央病院の第1期中期目標期間に見込まれる業務実績に関する評価結果

地方独立行政法人法第28条第1項第2号の規定により評価を行いましたので、同条第5項の規定による報告です。